

諮問番号：令和5年度諮問第16号

答申番号：令和5年度答申第29号

答 申 書

第1 審査会の結論

〇〇〇長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して令和3年9月3日付けで行った児童扶養手当法（昭和36年法律第238号。以下「法」という。）に基づく児童扶養手当支給停止処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

本件処分は、次のとおり違法不当である。

令和3年8月に、扶養義務者である審査請求人の実兄（以下「兄」という。）と同居したため、平成31年中の所得額が所定制限限度額を超えることになり、児童扶養手当（以下「手当」という。）が全部支給停止となると言われて、処分庁へ現況届を提出の際に職員に停止届を届出させられた。

兄は、平成31年8月末〔令和2年8月末が正しい〕に〇〇〇〇で倒れ、その後遺症で〇〇〇〇〇となり、それ以降は働くこともできず、現在も収入はない。

兄と同居することになったのも病院や介護施設への入所期間が過ぎて退所しなければならず、本来なら兄の住んでいた家に戻るところ、兄は令和3年4月に〇〇し、その家も〇〇〇が所有することになり、兄の介護をする人が誰もいないため、兄が実家に戻るようになったためである。

現在、兄は身体障害者〇級で要介護〇となっており、日常生活でも介護が必要である。

平成31年は、兄と同居も扶養もされていないのに、平成31年の兄の所得を合算して判断し、手当を全額支給停止されることに納得できない。同居の兄は現在無収入のため、現時点での収入で判断し、本件処分を取り消すべきである。

2 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

- (1) 法第10条において、父又は母に対する手当は、その父若しくは母の配偶者の前年の所得又はその父若しくは母の民法第877条第1項に定める扶養義務者でその父若しくは母と生計を同じくするものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、支給しないとされており、さらに、児童扶養手当の支給停止関係について(昭和52年9月8日児企第31号厚生省児童家庭局企画課長通知。以下「企画課長通知」という。)によれば、法第10条に規定する扶養義務者の異動により支給停止の事由が発生するときは、異動の事実のあった月の翌月から支給停止の措置を行うものとされている。

なお、11月から翌年10月までを一期間とする関係上、1月から10月までの分の手当は前前年の所得によって認定するものとされている。

本件についてみると、処分庁は当初、審査請求人の扶養義務者にあたる兄が、令和3年5月21日付けで審査請求人と同世帯に転入したことを住民基本台帳上で確認しているが、審査請求人の陳述及び審査請求人から提出された申立書により、この時点では生計同一には至っていないと判断したものと推測される。その後、審査請求人から、同年8月2日をもって兄と同居するに至った旨の報告を受けたことから、改めて児童扶養手当支給停止関係届(以下「届」という。)の提出を求めており、さらに審査請求人から、健康保険傷病手当金支給申請書の写しとともに、上記報告と同内容を記した届の提出がされたことで、同年8月2日に支給停止事由となる異動の事実があったことを認定している。

したがって、同年9月から10月までの期間を支給制限の対象とした処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

- (2) 支給制限の判断に係る扶養義務者の所得の範囲及びその額の計算方法並びに扶養親族等に係る所得制限限度額については、児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号。以下「令」という。)第2条の4第8項に掲げるとおりであるところ、処分庁から提出された「児童扶養手当管理システム所得算定画面」、「情報照会結果票」によれば、兄の平成31年中所得は3,818,400円とされていることから、令第4条第1項による80,000円控除後の所得額は3,738,400円であり、兄の扶養親族等の数

が3人であると確認できることから、令第2条の4第8項による所得制限限度額は3,500,000円である。

したがって、支給停止事由発生時点における扶養義務者の前々年（平成31年）の所得が所得制限限度額を超えることは明らかであり、処分庁による所得の算定に誤りは認められない。

- (3) 審査請求人は、前記第2の1のとおり、平成31年時点では兄と同居しておらず、扶養もされていなかったにも関わらず、支給停止が行われたことに納得がいかないとし、自身や兄の生活状況が困難である事情を述べた上で、本審査請求提起時点における収入に基づいて判断するよう主張している。

しかしながら、前記のとおり、手当の支給停止は法令及び企画課長通知に基づいて適切に行われたものであり、上記主張は法第10条の規定による支給停止を免れる事由にあらず、理由がないと言わざるを得ない。

よって、本件処分に違法又は不当な点はみられない。

第4 調査審議の経過

令和5年10月6日	諮問書の受領
令和5年10月6日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：10月20日 口頭意見陳述申立期限：10月20日
令和5年10月23日	第1回審議
令和5年11月20日	第2回審議

第5 審査会の判断の理由

- 1 本件に係る法令等の規定について
 - (1) 法第1条は「この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の福祉の増進を図ることを目的とする。」と定めている。
 - (2) 法第3条第1項は「この法律において「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある者をいう。」と定めている。
 - (3) 法第4条柱書は「都道府県知事、市長（中略）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に対し（略）〔手当〕を支給する。」と定めており、同条第一号は以下のように定めている。

「一 次のイからホまでのいずれかに該当する児童の母が当該児童を監護する場合 当該母

イ 父母が婚姻を解消した児童

ロ～ホ (略)」

- (4) 法第9条第1項は、「手当は、受給資格者(中略)の前年の所得が、その者の所得税法(中略)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びに当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の11月から翌年の10月までは、政令の定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。」と定めている。
- (5) 法第10条は「父又は母に対する手当は、その父若しくは母の配偶者の前年の所得又はその父若しくは母の民法第877条第1項に定める扶養義務者でその父若しくは母と生計を同じくするものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の11月から翌年の10月までは、支給しない。」と定めている。
- (6) 法第28条第1項は「手当の支給を受けている者は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事等に対し、厚生労働省令で定める事項を届け出、かつ、厚生労働省令で定める書類その他の物件を提出しなければならない。」と定めている。
- (7) 令第2条の4第8項は「法第10条に規定する政令で定める額は、同条に規定する扶養親族等がないときは、236万円とし、扶養親族等があるときは、当該扶養親族等の数に応じて、それぞれ次の表の下欄に定めるとおりとする。

扶養親族等の数	金額
1人	2,740,000円
2人以上	2,740,000円に扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等1人につき380,000円を加算した額(後略)

」と定めている。

- (8) 令第4条第1項は「法第9条第1項及び第9条の2から第11条までに規定する所得の額は、その年の4月1日の属する年度(以下「当該年度」という。)分の道府県民税に係る地方税法第32条第1項に規定する総所得金額(中略)、退職所得金額及び山林所得金額(中略)土地等に係る事業所得等の金額(中略)長期譲渡所得の金額(中略)短期譲渡所得の金額(中略)先物取引に係る雑所得等の金額(中略)特例適用利子等の額(中略)特例適用

配当等の額（中略）条約適用利子等の額並びに（中略）条約適用配当等の額の合計額（以下この項において「総所得金額等合計額」という。）から8万円を控除した額とする。ただし、法第9条第1項に規定する受給資格者が母である場合にあっては、総所得金額等合計額及び当該母がその監護する児童の父から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得の金額の100分の80に相当する金額（中略）の合計額から8万円を控除した額とする。」と定めている。

(9) 児童扶養手当法施行規則（昭和36年厚生省令第51号。以下「省令」という。）第3条の2は「受給者は、法第9条第1項、第10条又は第11条の規定により手当の全部又は一部の支給を受けないこととなる事由が生じたときは、14日以内に、（中略）〔届〕（様式第5号の2）を手当の支給機関に提出しなければならない。この場合においては、第1条第8号に掲げる書類その他の当該事由を明らかにすることができる書類を添えなければならない。」と定めている。

(10) 児童扶養手当法等の施行について（昭和36年12月21日児発第1356号厚生省児童局長通達。以下「局長通達」という。）は、第1「手当の支給要件について」の3 所得制限について次のように記している。

「(1) 法第9条から第13条までの規定は所得に関する支給の要件に関する規定であって、第9条は手当の請求者、第10条はその配偶者、第11条及び第12条はその扶養義務者の所得について、第13条はこれらの者が災害を受けた場合の措置について、それぞれ規定しているものであり、この制限に該当する場合は、その年の5月から翌年4月までは受給資格がないこととなるものであること。

なお、ここでいう所得とは前年の所得をいうのであるが、5月から翌年4月までを一期間とする関係上1月から4月までの分の手当は前前年の所得によって認定するものであること。

(2) この所得制限の適用にあたっては次の点に留意されたいこと。

イ～ロ（略）

ハ 法第10条から第12条までに規定する法第4条の支給要件に該当する者の配偶者、扶養義務者の有無の状況については、その所得に関しては前年又は前前年のものによることになっているが、この場合は現時点においてその状況を認定するものであること。」

なお、局長通達は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準（以下「処理基準」という。）である。

また、「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」の公布について（平成30年6月8日子発0608第1号・社援発第0608第1号厚生労働省子ども家庭・社会・援護局長連名通知。以下「連名通知」という。）第2の4（2）「支給制限の適用期間の改正」においては、「児童扶養手当の支給制限の適用期間等をその年の11月から翌年の10月までとすること。（児童扶養手当法第9条第1項、第9条の2から第11条まで及び第12条第1項関係）」と記している。

- (11) 企画課長通知は「(前略) 法第10条(中略)に規定する配偶者又は扶養義務者の異動により支給停止の事由が消滅し、又は発生するときは、当該事実を認めることのできる書類を添付した(中略)〔届〕を受給資格者から提出させ、改めて法第10条(中略)に該当するか否かの認定を行い、異動の事実のあった月の翌月から支給停止解除等の措置をとられたい。(後略)」と記している。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 審査請求人は子及び世帯主である実母と3名で同居し、法に基づく児童扶養手当を受給していたところ、令和3年5月21日付けで、兄が審査請求人の世帯に転入した。
- (2) 処分庁は、住民基本台帳においてこの事実を確認したことから、令和3年6月25日、審査請求人に聴取を行った。処分庁は、転入した者が兄である旨審査請求人より説明を受けたことから、審査請求人に来庁を求めた。
- その後来庁した審査請求人の陳述及び審査請求人から提出された申立書において、兄は業務上の事故のため、施設入所中であり、審査請求人との同居は7月頃になる見込みであると説明がなされたことから、処分庁は、この時点では生計同一には至っていないと判断した。
- (3) 令和3年8月6日、審査請求人は、兄が同月2日から同居を開始した旨を記した届を健康保険傷病手当金支給申請書の写しとともに、処分庁に届けた。
- (4) 処分庁は、兄の平成31年の所得について所得限度額に該当するかどうかについて計算を行った。処分庁は、令和元年12月末日において兄の扶養親族等の数が3名であることから、前記1(7)の令第2条の4第8項の規定に基づき、所得限度額を3,500,000円と算定した。そして、兄の平成31年の所得は3,818,400円であり、前記1(8)の令第4条第1項の規定に基づく80,000円の控除後の所得額は3,738,400円となり、所得限度額の3,500,000円を超過していた。

(5) 処分庁は、令和3年9月3日付けで、審査請求人に対し、本件処分を行った。本件処分の通知書には、「支給停止の期間・金額」の項目において「令和3年9月分から令和3年10月分まで43,160円のうち43,160円を支給停止（全部支給停止）」と記載されていた。また、「備考」の項目において「扶養義務者（中略）〔兄〕の平成31年中の所得額（法定控除後）が所得制限限度額を超えるため、支給停止になります。手当月額は0円です。」と記載されていた。さらに、理由付記として「あなたは（中略）〔法〕（第9条、第9条の2、第10条、第11条、第13条の2、第13条の3）の規定により上記のとおり支給停止となりましたので通知します。」と記載されている。

(6) 令和3年9月11日付けで、審査請求人は本件審査請求を行った。

3 判断

(1) 審査請求人は、第2の1のとおり、平成31年時点では兄と同居しておらず、扶養もされていなかったにも関わらず、支給停止が行われたことに納得がいかないとし、自身や兄の生活状況が困難である事情を述べた上で、現時点における収入に基づいて判断するよう主張しているので、以下判断する。

(2) 前記1(5)のとおり法第10条において、父又は母に対する手当は、その父若しくは母の配偶者の前年の所得又はその父若しくは母の民法第877条第1項に定める扶養義務者でその父若しくは母と生計を同じくするものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、令で定める額以上であるときは、支給しないとされている。

法が「前年の所得」によることとしたのは、主として技術的な理由からである。すなわち、その年に所得がいくらあったかということは、翌年の4、5月頃にならないと把握できないので、便宜上前年の所得によりその年の経済状態を推定し、手当を支給するかしないかを決めている。

また、法第10条において所得制限により支給されないのは、その年の11月から翌年10月までであるから、1月分から10月分までの手当は、結果的には前前年の所得により支給の決定がなされることになる。

なお、前記1(10)の連名通知第2の4(2)の内容を踏まえると、局長通達第1の3(1)において「ここでいう所得とは前年の所得をいうのであるが、5月から翌年4月までを1期間とする関係上1月から4月までの分の手当は前前年の所得により認定されるものであること」とあるのは、本件処分の時点においては1月から10月までの分の手当は前前年の所得によって認定するものと解される。

(3) 手当の支給に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、

厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準（処理基準）を定めている。

前記1（10）によれば、局長通達第1の3（2）ハにおいて、その所得に関しては前年または前前年のものによることになっているものの、支給要件に該当する者の扶養義務者の有無の状況については、現時点においてその状況を認定することが示されている。そして、前記1（11）の企画課長通知によれば、法第10条に規定する扶養義務者の異動により支給停止の事由が発生するときは、異動の事実のあった月の翌月から支給停止の措置を行うものとされている。

このように、扶養義務者の有無の状況は現時点において判断されるものの、その所得状況は過去に遡って判断される。しかし、所得状況を判断する時点が過去に遡るのは、前記（2）のとおり、現時点における所得状況を把握できないという技術的な理由によるものであるから、大量かつ反復して支給される手当の性格を踏まえると、上記の局長通達及び企画課長通知の内容は、法の目的（法第1条参照）に照らして不合理なものとはいえない。

- (4) 本件についてみると、前記2（1）、（2）、（3）のとおり、処分庁は当初兄が、令和3年5月21日付けで審査請求人と同世帯に転入したことを住民基本台帳上で確認しているが、審査請求人の陳述及び審査請求人から提出された申立書により、この時点では生計同一には至っていないと判断したものと認められる。その後、審査請求人から届が健康保険傷病手当金支給申請書の写しとともに提出されたことで、同年8月2日に支給停止事由となる異動の事実があったことを認定している。

したがって、本件処分において、異動の事実があった翌月の同年9月から10月までの期間を対象としたこと及び兄の平成31年の所得を判断基準とした処分庁の判断は前記の処理基準及び企画課長通知に沿ったものであり、不合理な点は認められない。

- (5) 次に、支給制限の判断に係る扶養義務者の所得額の計算方法及び扶養親族等に係る所得制限限度額については、前記2（4）のとおり、兄の平成31年中所得は3,818,400円であることから、令第4条第1項による80,000円控除後の所得額は3,738,400円となる。また、兄の扶養親族等の数が3人であると確認できることから、令第2条の4第8項による所得制限限度額は3,500,000円である。

したがって、支給停止事由発生時点（令和3年8月2日）における兄の前前年（平成31年）の所得が所得制限限度額を超えることは明らかであり、これは前記1（7）、（8）の令第2条の4第8項、令第4条第1項に基づいたものであるから、処分庁による所得の算定に不合理な点は認められない。

(5) 以上のとおり、本件処分は立法趣旨を踏まえ法令、局長通達及び企画課長通知に基づいて適切に行われたものであり、違法又は不当な点はみられない。

したがって、本件審査請求は棄却されるべきである。

第6 付言

本件処分について当審査会の前記判断を左右するものではないが、以下の点について付言する。

処分庁は、本件処分に係る通知において、第5の2(5)のとおり理由付記を行っているが、当該理由付記においては、処分に際し判断の基準となる所得がいつの時点のものか及びその理由について十分な記載がなされていない。また、事件記録からは、処分庁の担当者が審査請求人にどのような計算により支給停止になったのか具体的に説明したことも確認できない。

令、局長通達、企画課長通知に基づく処分庁の取扱いは、法の趣旨に反するものではないが、手当の受給資格者は必ずしも手当の支給制度を熟知しているものではないから、処分庁は審査請求人自身が容易に理解できるよう具体的かつ丁寧に説明すべきであった。

今後、同様の事案が生じた場合には、以上の付言内容を踏まえた上で適切に処理されたい。

大阪府行政不服審査会第2部会

委員(部会長) 針原 祥次

委員 海道 俊明

委員 福島 豪